平成２２年（フ）第１２９５号
東京都日野市日野本町２丁目19番地の６日野ハイツ201
債務者　和泉　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４３５号
東京都調布市国領町７丁目５番地６スカイビレッジ国領201
債務者　三浦　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８４号
静岡県浜松市東区市野町1369番地　森下アパート北棟２Ｆ
債務者　幸田　啓子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
静岡県袋井市川井852番地の13　プロムナードＶ号棟
債務者　中澤みゆき
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
静岡県浜松市中区常盤町１番地の10　ユニゾン常磐301、前住所静岡県浜松市中区葵西４丁目24番19号
債務者　曽田　弘一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
静岡県磐田市見付4859番地26
債務者　小池　真司
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３７号
川崎市川崎区池上新町１丁目６番５号　メゾンパル102
債務者　山岸　　康（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８０１４号
東京都板橋区高島平２丁目33―１―520
債務者　金城みつ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１５号
東京都練馬区大泉学園町７丁目７―24―501
債務者　中山　健志
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１２２号
東京都足立区江北１丁目15―４―404
債務者　小谷野奈美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１４４号
東京都北区田端１丁目19―22―203
債務者　川端　典世
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１４８号
東京都中野区鷺宮１丁目１―５―303
債務者　中田さおり
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１５１号
東京都品川区東品川３丁目１―15―302
債務者　篠原　克衡
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２０６号
東京都世田谷区宇奈根１丁目29―５―202
債務者　佐藤ゆかり（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２７５号
千葉県野田市木間ケ瀬4821―３
債務者　田村江理子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部